

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に係る保険料賦課事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る保険料賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

横浜市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

平成31年3月8日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に係る保険料賦課事務
②事務の内容 ※	<p>介護保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等が必要な人に対して、保険医療サービス・福祉サービス(以下この評価書において「介護保険サービス」という。)を提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年に創設された社会保険制度である。</p> <p>介護保険制度は、介護保険法に基づき、市町村を保険者として運営し、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者、65歳以上の者を第1号被保険者とし、第1号被保険者(以下この評価書において特に表記する場合を除き単に「被保険者」という。)からは所得(※1)に応じた保険料を賦課(※2)する必要がある。したがって、被保険者及び当該被保険者の属する世帯の世帯員(以下、この評価書において特に表記する場合を除き単に「世帯員」という)について、把握した所得情報を算定基礎として保険料額を算定し賦課・決定した保険料額を管理するとともに、保険料額決定通知書又は保険料額通知書を作成して被保険者に通知する。</p> <p>また被保険者は特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)の方法により保険料を納める。</p> <p>更に保険料を納めることが困難であると認められる場合には、保険料の減免(※3)を行う。</p> <p>(※1)所得状況の把握 被保険者及び世帯員について、以下のとおり当該年度の所得状況等を把握する。 1 被保険者及び世帯員の所得情報について、市民税システムから提供された所得情報を個別に記録・管理し、年度途中で所得情報が変更された場合には変更後の所得情報を記録し管理する。 2 他市町村から転入してきた被保険者及び世帯員について、転入元市(区)町村税部門へ所得情報を照会する。回答により把握した所得情報は個別に記録・管理する。 3 被保険者及び世帯員の所得状況が不明の場合には、所得状況の調査等を行い把握した所得状況等をオンライン入力により記録し管理する。</p> <p>(※2)保険料額の算定 1 把握した被保険者及び世帯員の所得情報を算定基礎として、課税状況及び所得金額に応じて当該被保険者の保険料額を算定し、年額保険料及び期別保険料額を記録して保険料額決定通知書等を作成し被保険者に通知する。 2 課税状況、所得金額等又は資格情報の変更により決定した保険料額に変更が生じた場合には、保険料異動処理により算定した変更後の年額保険料及び期別保険料額を最新履歴として追加し、当該変更分の保険料額通知書等を作成して被保険者に通知する。</p> <p>(※3)保険料の減免 火事、災害等を被災した場合や急激な収入の減少等の条件に該当したとき、オンラインからの減免入力により賦課した保険料額を減額又は免除する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 該当なし</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

**2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム**

システム1	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。                      統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p> <p>(1) 統合番号管理機能                      統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能                      符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能                      特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能                      特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能                      連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能                      個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能                      既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能                      文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能                      統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー、既存業務システム )</p>



システム4	
①システムの名称	介護保険システム1(介護税情報マスタ)
②システムの機能	<p>税務システムからの所得情報の受理及びオンラインからの所得情報等の入力により、被保険者及び世帯員の所得情報等について管理・更新する。</p> <p>介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	介護保険システム1(賦課マスタ)
②システムの機能	<p>介護税情報マスタに記録・管理している被保険者及び世帯員の所得情報により保険料算定処理を行い、年額保険料額及び期別保険料額とそのほかの保険料算定に係る情報から、履歴情報を作成して記録し管理する。また保険料額通知書、保険料納付書等の賦課徴収に必要な帳票をはじめ例期ごとの保険料情報の統計情報を把握する。</p> <p>被保険者から減免の申請があった場合に減免額の計算を行い、決定した減免額を保有する。</p> <p>介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の照会を行う。なお、統合番号連携システムへのアクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 新国民健康保険システム、後期高齢者医療システム )</p>
システム6	
①システムの名称	介護保険システム1(徴収マスタ)
②システムの機能	<p>年金保険者から送付される特別徴収候補者情報、年金保険者に送付する特別徴収依頼情報や特別徴収停止情報等を記録し管理する。</p> <p>特別徴収以外の補助的な納付方法として、普通徴収(口座振替又は納付書払い)の情報を記録し管理する。</p> <p>介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 新国民健康保険システム、後期高齢者医療システム )</p>

システム7	
①システムの名称	介護保険システム1(資格マスタ)
②システムの機能	<p>資格マスタでは、介護保険被保険者の住所や氏名、生年月日、性別、資格取得、資格喪失等の記録及び管理を行っている。</p> <p>資格マスタの情報は、介護保険に係る保険料賦課事務、保険料収納・未納事務(保険料の賦課及び収納・未納については第1号被保険者のみ)、介護保険に係る保険給付に関する事務、介護保険に係る要介護認定事務から情報を参照し、被保険者の基本情報として使用する。</p> <p>介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、統合番号連携システムへのアクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 介護保険システム2 )</p>
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)介護保険システム1(介護税情報マスタ) (2)介護保険システム1(賦課マスタ) (3)介護保険システム1(徴収マスタ) (4)統合番号連携ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<p>当該事務において、以下のファイルを下記の目的遂行のため取り扱う。</p> <p>(1)介護保険システム1(介護税情報マスタ)、(2)介護保険システム1(賦課マスタ)、(3)介護保険システム1(徴収マスタ) 介護保険制度は、介護保険法に基づき、市町村を保険者として運営し、被保険者から所得に応じた保険料を算定し賦課・決定した保険料額を記録・管理するとともに、被保険者への保険料額決定通知書又は保険料額通知書等の作成・通知の記録・管理を行う。</p> <p>(4)統合番号連携ファイル ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。 ・番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会業務を行う。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>(1)介護保険システム1(介護税情報マスタ)、(2)介護保険システム1(賦課マスタ)、(3)介護保険システム1(徴収マスタ) ・介護保険法による保険料の賦課・徴収事務につき、手作業による回答(照会)事務についての事務の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤照会リスクの低減が期待される。</p> <p>(4) 統合番号連携ファイル ・統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性の向上及び事務の効率化に資することが期待できる。 ・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出を求めていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 ・個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。</p>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第13号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務)</p>



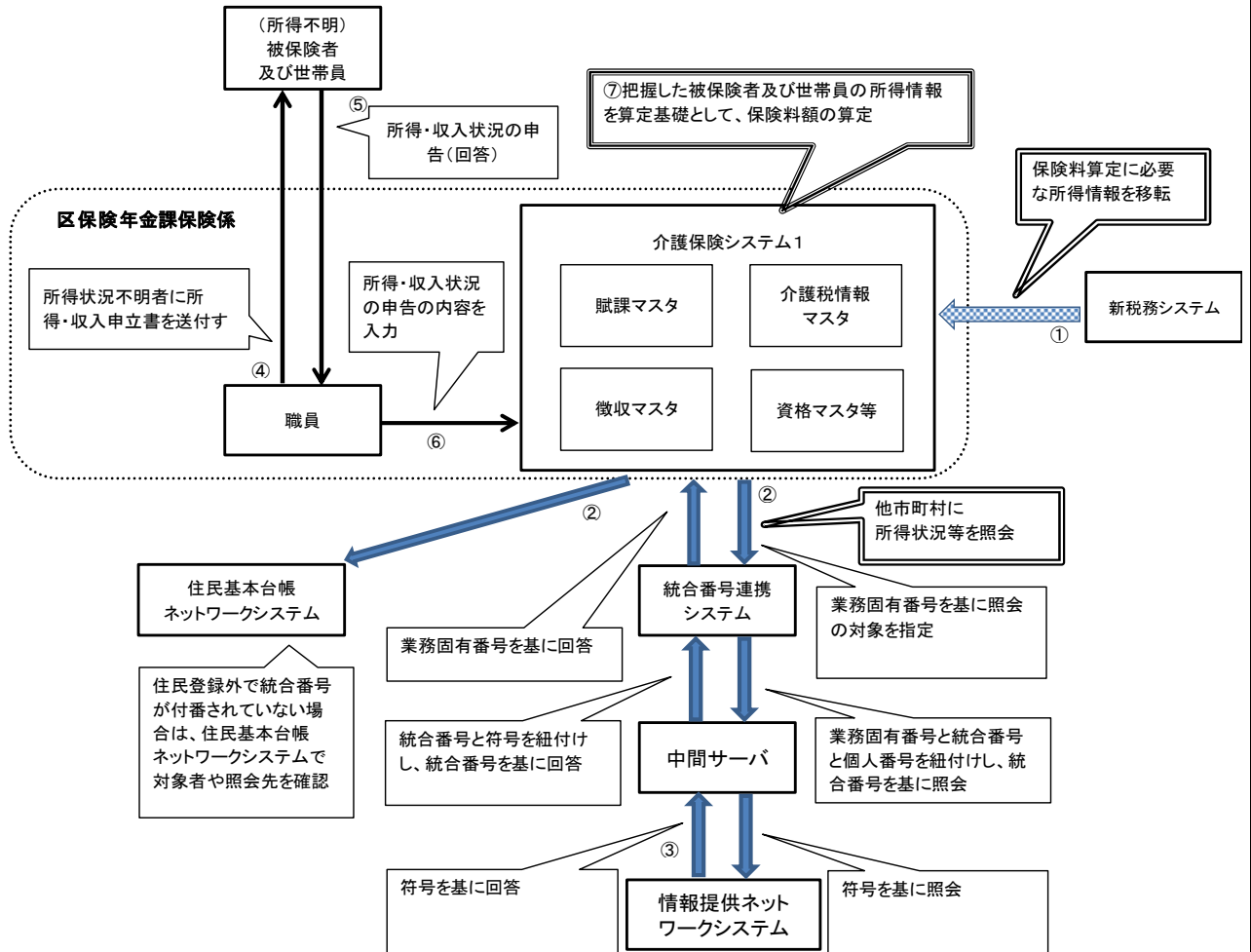
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ]
②法令上の根拠	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p> <p>(1)情報提供ネットワークシステムによる情報提供  該当なし  (2)情報提供ネットワークシステムによる情報照会  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第18号イ～ニ、第19号イ、ロ及びハ</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
8. 他の評価実施機関	
-	



**(別添1) 事務の内容**

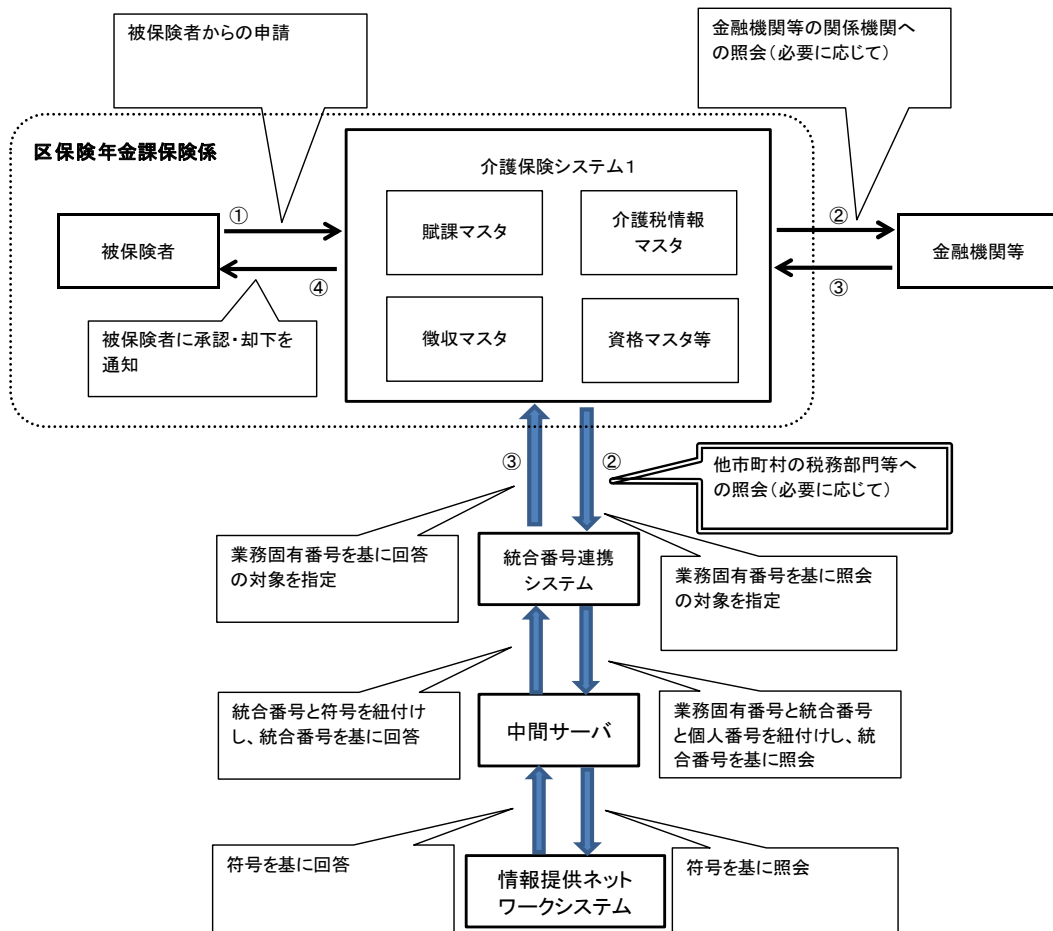
○所得状況の把握と保険料額の算定

- ①新税務システムから被保険者及び世帯員の所得情報を移転。
- ②他市町村から転入してきた被保険者及び世帯員の所得状況を照会。  
DV等により被保険者及び世帯員が住民登録外で統合番号が付番されていない場合には、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを参照して照会
- ③他市町村から照会事項に基づき回答(照会結果)を受信。
- ④所得状況が不明な被保険者及び世帯員に対し、所得・収入申告書を送付。
- ⑤被保険者及び世帯員から所得・収入状況の申告。
- ⑥所得・収入申告書の内容を介護保険システム1に入力。
- ⑦所得情報を算定基礎として、保険料額の算定。



○保険料の減免

- ①減免を受けようとする被保険者からの申請書の提出。
  - ②横浜市は、必要に応じて被保険者の財産等状況調査のため、金融機関・税部門等の関係機関に照会。(※)
  - ③金融機関等は、照会事項に基づき回答。
  - ④横浜市は、調査結果に基づき減免の承認又は不承認を決定の上被保険者に通知。
- ※照会先が他市町村の税務部門等の場合には必要に応じて情報提供ネットワークを経由して照会。



(備考)

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(介護税情報マスタ)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条第1号に規定する被保険者及び世帯員
その必要性	介護保険制度では、介護サービス費等に要する費用の一部を保険料額として賦課し、被保険者から徴収している。保険料額を賦課するための算定基礎として、被保険者と世帯員の所得状況や年度途中の所得状況の変更を正確に把握し記録する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ○ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	その他識別番号…他の片内連携システムの個人を紐づけるため 4情報…管理する対象の個人を特定するため その他住民票関係情報…被保険者の保険料計算に世帯員の所得情報が必要であるため 地方税関係情報…保険料の計算に所得情報が必要であるため 介護・高齢者福祉関係情報…被保険者の保険料賦課に関する情報を管理するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日

<p>⑥事務担当部署</p>	<p>健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課  鶴見区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  神奈川区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  西区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  中区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  港南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  旭区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  磯子区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  金沢区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  港北区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  緑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  青葉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  都筑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  泉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  栄区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  戸塚区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p>
----------------	--

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 財政局税務課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 )						
③入手の時期・頻度	月次及び随時となる。例えば、市民税等に係る税異動情報については月1回であり、オンラインによる所得入力は随時となる。						
④入手に係る妥当性	保険料の賦課事務は介護保険制度を維持するために必要な介護保険法の要請によるものであり、その要請実現のために入手している。						
⑤本人への明示	保険料の賦課事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保険法の要請による事務であり、利用目的は明らかである。						
⑥使用目的 ※	介護保険料の賦課事務のため						
	変更の妥当性	—					
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課					
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 ] <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
⑧使用方法 ※	介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。						
	情報の突合 ※	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報照会する際に個人を特定するために利用している。					
	情報の統計分析 ※	介護保険の賦課額等の推移を統計している。					
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課処分及び保険料の減免処分					
⑨使用開始日	平成28年1月4日						



<b>委託事項2</b>		保守業務委託
①委託内容		システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		富士通株式会社 神奈川支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	保守支援業務



<b>委託事項3</b>		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		日本企画株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない  番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務

<b>委託事項4</b>		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		東武デリバリー株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務

<b>委託事項5</b>		帳票印刷業務委託
①委託内容		帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷設備を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 本市が管理するプリントサーバへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。 [ ○ ] その他 (委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバの帳票を確認し出力する。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社アイネット
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	帳票印刷支援業務

<b>委託事項6</b>		介護保険料額決定通知書等作成業務委託
①委託内容		(1)第1号被保険者に年間保険料額を通知するための介護保険料額決定通知書を作成する。 (2)第1号被保険者に保険料額が変更となったこと等を通知するための介護保険料額決定通知書を作成する。 (3)第1号被保険者に送付する介護保険料納付書を作成する。 (4)所得不明の被保険者に対し送付する収入申立書を作成する。 委託は、膨大な対象者に係る保険料額決定通知書等を短期間に作成する必要があり、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	(1)介護保険料額決定通知書には被保険者の年間保険料額や合計所得金額等の情報を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 (2)(1)と同様の理由による。 (3)介護保険料納付書には被保険者の納付すべき期別保険料額等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 (4)収入申立書には被保険者及び世帯員の氏名や住所等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない  番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護保険料額決定通知書等作成支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。</li> <li>・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満        8) 10年以上20年未満    9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[ 定められていない ]</p>
その妥当性	<p>地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、2年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として2年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。</p>
③消去方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> <li>・紙書類：入手した書類、システムから出力した帳票は外部業者による溶解処理を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(賦課マスタ)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条第1号に規定する被保険者及び世帯員
その必要性	介護保険制度では、介護保険サービス費等に要する費用の一部を保険料額として賦課し、被保険者から徴収している。保険料額は被保険者及び被保険者の世帯の状況に応じた段階別となっており、被保険者は特別徴収又は普通徴収の方法によって納付する義務を負っている。 賦課された保険料額は被保険者ごとに、被保険者と当該被保険者の属する世帯の所得状況を算定基礎として算定しているが、年度途中の所得状況の変更、徴収方法等の変更及び保険料減免等の状況を把握して正確な保険料額を算定し、被保険者と世帯員の所得状況、被保険者の保険料年額、期別保険料額、徴収方法等の情報を記録しておく必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	その他識別番号…他の庁内連携システムの個人を紐づけるため その他住民票関係情報…被保険者の保険料計算に世帯員の所得情報が必要であるため 地方税関係情報…保険料の計算に所得情報が必要であるため 介護・高齢者福祉関係情報…被保険者の保険料賦課に関する情報を管理するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日



<p>⑥事務担当部署</p>	<p>健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課  鶴見区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  神奈川区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  西区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  中区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  港南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  旭区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  磯子区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  金沢区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  港北区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  緑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  青葉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  都筑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  泉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  栄区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  戸塚区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p>
----------------	--



3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③入手の時期・頻度	保険料の計算に使用する所得情報等については、介護税情報マスタで入手したものを使用する。保険料減免については、納付が困難となった被保険者が保険料減免の申請をする都度入手する。								
④入手に係る妥当性	保険料の賦課事務は介護保険制度を維持するために必要な介護保険法の要請によるものであり、その要請実現のために入手している。								
⑤本人への明示	保険料の賦課事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保険法の要請による事務であり、利用目的は明らかである。								
⑥使用目的 ※	介護保険料の賦課事務のため								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課							
	使用者数	[ 500人以上1,000人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	情報の突合 ※	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報照会する際に個人を特定するために利用している。							
	情報の統計分析 ※	介護保険の賦課額等の推移を統計している。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課処分及び保険料の減免処分							
⑨使用開始日	平成28年1月4日								



<b>委託事項2</b>		保守業務委託
①委託内容		システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		富士通株式会社 神奈川支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	保守支援業務

<b>委託事項3</b>		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		日本企画株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務

<b>委託事項4</b>		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、 媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		東武デリバリー株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務

<b>委託事項5</b>		帳票印刷業務委託
①委託内容		帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷設備を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 本市が管理するプリントサーバへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。 [ ○ ] その他 (委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバの帳票を確認し出力する。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社アイネット
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	帳票印刷支援業務



<b>委託事項6</b>		介護サービス自己負担助成・保険料低所得者減免更新勧奨業務委託
①委託内容		介護サービス自己負担助成・保険料低所得者減免について前年度対象となった被保険者に対し、当年度の勧奨を行うための通知を作成する。 委託は、対象者に対する通知を短期間に作成する必要があるため、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	前年度の介護サービス自己負担助成・保険料低所得者減免の対象であった被保険者
	その妥当性	前年度、介護サービス自己負担助成・保険料低所得者減免制度の対象だった被保険者に対して通知する必要があるため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ
	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護サービス自己負担助成・保険料低所得者減免更新勧奨支援業務



<b>委託事項7</b>		介護保険料仮徴収のお知らせ作成業務委託
①委託内容		納付方法が特別徴収である被保険者に送付する仮徴収のお知らせハガキを作成する。 委託は、膨大な対象者に係るお知らせを短期間に作成する必要があるため、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	特別徴収被保険者
	その妥当性	仮徴収のお知らせハガキには被保険者の特別徴収額等を印字するため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護保険料仮徴収のお知らせ作成支援業務

<b>委託事項8</b>		介護保険料特徴開始通知書等作成業務委託
①委託内容		(1)新規に特別徴収が開始する被保険者に送付する特徴開始通知書ハガキを作成する。 (2)納付方法の変更が生じた被保険者に送付する納付方法のお知らせハガキを作成する。 委託は、膨大な対象者に係る特徴開始通知書ハガキ等を短期間に作成する必要があり、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特別徴収被保険者
	その妥当性	(1)特別徴収開始通知書ハガキには、被保険者の特別徴収額等を印字する必要があるため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 (2)納付方法のお知らせハガキには、宛先となる被保険者の住所等を印字する必要があるため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ
	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護保険料特徴開始通知書等作成支援業務

委託事項9		介護保険料額決定通知書等作成業務委託
①委託内容		(1)第1号被保険者に年間保険料額を通知するための介護保険料額決定通知書を作成する。 (2)第1号被保険者に保険料額が変更となったこと等を通知するための介護保険料額決定通知書を作成する。 (3)第1号被保険者に送付する介護保険料納付書を作成する。 (4)所得不明の被保険者に対し送付する収入申立書を作成する。 委託は、膨大な対象者に係る保険料額決定通知書等を短期間に作成する必要があるため、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	(1)介護保険料額決定通知書には被保険者の年間保険料額や合計所得金額等の情報を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 (2)(1)と同様の理由による。 (3)介護保険料納付書には被保険者の納付すべき期別保険料額等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 (4)収入申立書には被保険者及び世帯員の氏名や住所等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護保険料額決定通知書等作成支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ ] 行っていない
移転先1	健康福祉局医療援助課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第80項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。
③移転する情報	特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収を行う被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 )
⑦時期・頻度	随時
移転先2	健康福祉局保険年金課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第42項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と国民健康保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。
③移転する情報	特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収を行う被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先3</b>	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。 また、介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活保護の決定事務の適正化を図る  ・介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]  <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護を受給する被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時
<b>移転先4</b>	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、同条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]  <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付を受給する第1号被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度随時



<b>移転先5</b>	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項(別表第2の3)
②移転先における用途	<p>・生活に困窮する外国人の介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。また、介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活に困窮する外国人に対する保護の措置の決定事務の適正化を図る</p> <p>・生活に困窮する外国人の介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため</p>
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 1万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活に困窮する外国人に対する保護の措置を受けている第1号被保険者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。</li> <li>・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>				
②保管期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: yellow; vertical-align: top; padding: 5px;">期間</td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 定められていない ]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 30%;">1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない</div> <div style="width: 30%;">2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満</div> <div style="width: 30%;">3) 2年 6) 5年 9) 20年以上</div> </div> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow; vertical-align: top; padding: 5px;">その妥当性</td> <td style="padding: 5px;"> <p>地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、2年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として2年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。</p> </td> </tr> </table>	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 定められていない ]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 30%;">1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない</div> <div style="width: 30%;">2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満</div> <div style="width: 30%;">3) 2年 6) 5年 9) 20年以上</div> </div>	その妥当性	<p>地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、2年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として2年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。</p>
期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 定められていない ]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 30%;">1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない</div> <div style="width: 30%;">2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満</div> <div style="width: 30%;">3) 2年 6) 5年 9) 20年以上</div> </div>				
その妥当性	<p>地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、2年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として2年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。</p>				
③消去方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> <li>・紙書類：入手した書類、システムから出力した帳票は外部業者による溶解処理を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>				
7. 備考					
-					



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(徴収マスタ)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条第1号に規定する被保険者及び世帯員
その必要性	介護保険制度では、被保険者は被保険者及び被保険者の世帯の状況に応じて課される保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法によって納付する義務を負っている。被保険者の徴収方法を把握し、徴収手段である年金情報等を記録する必要があるため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	その他識別番号…他の庁内連携システムの個人を紐づけるため 介護・高齢者福祉関係情報…被保険者の保険料徴収に関する情報を管理するため 年金関係情報…特別徴収被保険者の年金情報を管理するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日

<p>⑥事務担当部署</p>	<p>健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課  鶴見区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  神奈川区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  西区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  中区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  港南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  旭区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  磯子区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  金沢区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  港北区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  緑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  青葉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  都筑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  泉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  栄区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  戸塚区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p>
----------------	--

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構、地方公務員共済組合連合会 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③入手の時期・頻度	特別徴収候補者情報等、日本年金機構・地方公務員共済組合連合会の年金保険者からの情報は随時となる。								
④入手に係る妥当性	保険料の徴収事務は介護保険制度を維持するために必要な介護保険法の要請によるものであり、その要請実現のために入手している。								
⑤本人への明示	保険料の徴収事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保険法の要請による事務であり、利用目的は明らかである。								
⑥使用目的 ※	介護保険料の徴収事務のため								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課							
	使用者数	[ 500人以上1,000人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。							
	情報の突合 ※	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報照会する際に個人を特定するために利用している。							
	情報の統計分析 ※	介護保険の賦課額等の推移を統計している。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課処分及び保険料の減免処分							
⑨使用開始日	平成28年1月4日								



<b>委託事項2</b>		保守業務委託
①委託内容		システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		富士通株式会社 神奈川支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	保守支援業務

<b>委託事項3</b>		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		日本企画株式会社
	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務

<b>委託事項4</b>		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		東武デリバリー株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務



<b>委託事項5</b>		帳票印刷業務委託
①委託内容		帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷設備を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 本市が管理するプリントサーバへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。 [ ○ ] その他 (委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバの帳票を確認し出力する。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社アイネット
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	帳票印刷支援業務

<b>委託事項6</b>		介護保険料仮徴収のお知らせ作成業務委託
①委託内容		納付方法が特別徴収である被保険者に送付する仮徴収のお知らせハガキを作成する。 委託は、膨大な対象者に係るお知らせを短期間に作成する必要があるため、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特別徴収被保険者
	その妥当性	仮徴収のお知らせハガキには被保険者の特別徴収額等を印字するため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護保険料仮徴収のお知らせ作成支援業務

<b>委託事項7</b>		介護保険料特徴開始通知書等作成業務委託
①委託内容		(1)新規に特別徴収が開始する被保険者に送付する特徴開始通知書ハガキを作成する。 (2)納付方法の変更が生じた被保険者に送付する納付方法のお知らせハガキを作成する。 委託は、膨大な対象者に係る特徴開始通知書ハガキ等を短期間に作成する必要があり、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	特別徴収被保険者
	その妥当性	(1)特別徴収開始通知書ハガキには、被保険者の特別徴収額等を印字するため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 (2)納付方法のお知らせハガキには、宛先となる被保険者の住所等を印字するため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先名の確認方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑥委託先名		株式会社ワイイーシーソリューションズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
⑨再委託事項		介護保険料特徴開始通知書等作成支援業務

委託事項8		介護保険料額決定通知書等作成業務委託
①委託内容		(1)第1号被保険者に年間保険料額を通知するための介護保険料額決定通知書を作成する。 (2)第1号被保険者に保険料額が変更となったこと等を通知するための介護保険料額決定通知書を作成する。 (3)第1号被保険者に送付する介護保険料納付書を作成する。 (4)所得不明の被保険者に対し送付する収入申立書を作成する。 委託は、膨大な対象者に係る保険料額決定通知書等を短期間に作成する必要があり、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	被保険者
	その妥当性	(1)介護保険料額決定通知書には被保険者の年間保険料額や合計所得金額等の情報を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 (2)(1)と同様の理由による。 (3)介護保険料納付書には被保険者の納付すべき期別保険料額等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 (4)収入申立書には被保険者及び世帯員の氏名や住所等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		トッパン・フォームズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	介護保険料額決定通知書等作成支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ ] 行っていない
移転先1	健康福祉局医療援助課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第80項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	後期高齢者医療保険料の特別徴収を行う場合、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えると特別徴収を行うことができないため、その判定に使用する。
③移転する情報	特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="margin-left: 200px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収を行う被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 )
⑦時期・頻度	随時
移転先2	健康福祉局保険年金課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第42項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と国民健康保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。
③移転する情報	特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="margin-left: 200px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収を行う被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。 )
⑦時期・頻度	随時



<b>移転先3</b>	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。 また、介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活保護の決定事務の適正化を図る  ・介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]  <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護を受給する被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時
<b>移転先4</b>	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、同条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]  <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付を受給する第1号被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会があった都度随時

<b>移転先5</b>	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)
①法令上の根拠	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項(別表第2の3)
②移転先における用途	<p>・生活に困窮する外国人の介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。また、介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活に困窮する外国人に対する保護の措置の決定事務の適正化を図る</p> <p>・生活に困窮する外国人の介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため</p>
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 1万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活に困窮する外国人に対する保護の措置を受けている第1号被保険者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)のうち、本市で個人番号を把握した者。
その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会業務を行う必要がある。
④記録される項目	[ 10項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号)：対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報：統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日

<p>⑥事務担当部署</p>	<p>健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課  鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  港南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  保土ヶ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  旭区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  磯子区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  港北区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  緑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  青葉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  都筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  泉区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  栄区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  戸塚区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課  瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課</p>
----------------	--

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民局窓口サービス課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
③入手の時期・頻度	<p>◎住民登録内の者の分 住民基本台帳への記載またはその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手する。</p> <p>◎住民登録外の者の分 ○本人または本人の代理人からの紙書類による入手。 ・介護保険法第12条(届出等)の規定により、第1号被保険者には届出の義務があり(65歳年齢到達により被保険者となった場合を除く。)、住民登録外のものであっても、資格の取得及び喪失に関する事項等について届出なければならない。また、住所については、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行っている。被保険者であることが確認できた後、介護保険システムにて業務固有番号を取得し、統合番号連携ファイルに登録する。 ○住民基本台帳ネットワークシステムから即時提供方式による入手。 ・本人または本人の代理人が上記紙書類に記載した情報と、統合番号連携システムで管理する情報で相違する際に、最新情報を確認するために都度入手する。 ○住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による入手。 ・定期更新。1日1回。統合番号連携システムに登録のある住民登録外の者全て。</p>
④入手に係る妥当性	<p>住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載又はその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手するため、別途提供を受ける必要はない。</p> <p>住民登録外の者の分：介護保険では市町村の区域内に住所を有する者が第1号又は第2号(医療保険加入者に限る)被保険者となるため、住民登録外の者であっても、住民登録内の者と同様に被保険者としての管理が必要である。また、住所の確認については、居住の事実を示す書類(公共料金の明細書や賃貸契約書等)を確認することにより住所認定を行う。</p>
⑤本人への明示	<p>・本人または本人の代理人から特定個人情報の提供を受ける場合は、当該事務が番号法第9条別表1第68項で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。</p> <p>・個人番号及び4情報は住民基本台帳法で定義する本人確認情報であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第19条の定めにより改正される住民基本台帳法の別表第二の5の24及び別表第四の4の24において、当該事務で本人確認情報を使用して良い旨が明示されている。</p> <p>・書面提出などによる入手のため本人または本人の代理人に直接説明できない場合にあっては、本人確認情報の使用については上記のとおり明示されている。</p> <p>・保険料の賦課事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保険法の要請による事務であり、利用目的は明らかである。</p>
⑥使用目的 ※	介護保険料の賦課・徴収事務のため
変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課、地域包括ケア推進課 鶴見区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 神奈川区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 西区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 中区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港南区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 旭区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 磯子区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 金沢区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 港北区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 緑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 青葉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 都筑区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 泉区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 栄区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 戸塚区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課
	使用者数	[ 500人以上1,000人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・統合番号を生成する。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。 住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。 ・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 ・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 ・統合番号を用いて、情報照会業務を行う。
	情報の突合 ※	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。
	情報の統計分析 ※	—
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	運用保守業務委託	
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )	
⑤委託先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委託先名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	システム運用保守支援業務

<b>委託事項2</b>		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを行う。 )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		株式会社SH-Net
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	オペレーション支援業務



<b>委託事項3</b>		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、 媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委託先名		未定
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
----------	---

**6. 特定個人情報の保管・消去**

①保管場所 ※	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。</li> <li>・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
---------	---

②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 定められていない ]</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                              5) 4年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない</p>
-------	----	---

②保管期間	その妥当性	<p>情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の個人番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務固有番号は、当該事務で情報の照会を行う必要がなくなった時点。</li> <li>・個人番号、4情報その他の項目は、本市全ての個人番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。</li> </ul>
-------	-------	---

③消去方法	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子データ：上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、統合番号連携システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> <li>・紙書類：入手した書類は裁断処理や外部業者による溶解処理を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
-------	---

**7. 備考**

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■介護保険システム1(賦課・介護税情報・徴収マスタ) ■統合番号連携ファイル

《賦課マスタ1》	
【賦課キーレコード】	
被保険者番号	
賦課区コード	
【賦課状況レコード】	
賦課区コード	
徴収区分	
納付区分	
異動事由	
年間保険料額	
特徴分年間保険料額	
普徴分年間保険料額	
変更前特徴分期別額	
変更後特徴分期別額	
変更前普徴分期別額	
変更後普徴分期別額	
額通知書発行年月日	
額通知発行納期	
賦課開始月	
賦課終了月	
生保対象フラグ	
老齢対象フラグ	
世帯課税フラグ	
本人課税フラグ	
基準額	
保険料段階	
保険料段階率	
算出額	
保険料額	
賦課基準フラグ	
随時フラグ	
減免フラグ	
減免区分	
【随時レコード】	
賦課区コード	
賦課年度	
該当期	
変更前随時分期別額	
変更後随時分期別額	
【賦課基準レコード】	
賦課区コード	
賦課開始月	
賦課終了月	
生保対象フラグ	
老齢年金対象フラグ	
世帯課税フラグ	
本人課税フラグ	
基準額	
保険料段階	
保険料段階率	
算出額	
保険料額	

《賦課マスタ2》	
【賦課個人レコード】	
賦課区コード	
個人コード	
被保険者区分	
賦課月サイン	
開始月	
取得事由	
終了月	
喪失事由	
税額変更フラグ	
【個人所得レコード】	
賦課区コード	
所得区分	
減免前市民税額	
市民税額	
総所得金額	
給与所得金額	
給与支払額	
公的年金所得金額	
公的年金支払額	
譲渡所得金額	
譲渡特別控除額	
不動産所得区分	
配当所得区分	
利子所得区分	
市民税減免区分	
専従区分	
所得把握方法	
所得把握年月日	
損益・繰控区分	
市民税緩和サイン	
繰越控除額	
先物・株式譲渡分繰越控除額	
居住区分	
営業所得区分	
【減免レコード】	
賦課区コード	
減免通知書種別	
減免事由	
減免承認年月日	
【減免額レコード】	
賦課区コード	
賦課年度	
該当期	
減免額	
特徴分減免額	
普徴分減免額	
【世帯履歴レコード】	
賦課区コード	
【個人履歴レコード】	
賦課区コード	
個人コード	
被保険者区分	
所得区分	
減免前市民税額	
総所得金額	
賦課月サイン	
開始月	
取得自由	
終了月	
喪失事由	
税額変更フラグ	

《介護税情報マスタ》	
【介護税情報レコード】	
個人コード	
税宛名番号	
生年月日	
所得区分	
合計市民税額	
合計所得額	
給与所得額	
給与支払額	
公的年金所得額	
公的年金支払額	
分離譲渡所得額	
譲渡特別控除額	
不動産所得	
配当所得	
利子所得	
市民税減免	
申告書送付区分	
専従区分	
専従主コード	
専従者数	
所得把握区分	
所得把握年月日	
税照出力年月日	
アンマッチ出力年月日	
損益繰越区分	
老健用総所得額	
減免前市民税額	
市民税緩和サイン	
資料番号	
入力区(資料)	
確申識別	
番号(資料)	
課税総所得金額	
繰越控除額	
先物・株式譲渡分繰越控除額	
基準収入額	
扶養調整人数(16歳未満)	
扶養調整人数(19歳未満)	
居住区分	
営業所得区分	
《徴収マスタ1》	
【特徴候補者レコード】	
現住所区コード	
整理番号	
住所(漢字)	
候補者カナ氏名	
候補者漢字氏名	
性別	
生年月日	
特徴義務者コード	
年金コード	
基礎年金番号	
更新区分	
被保険者番号	
特徴義務者コード	
年金コード	
基礎年金番号	
更新区分	
特徴義務者区分	

《徴収マスタ2》	
【徴収キーレコード】	
被保険者番号	
徴収区分	
納付区分	
特徴拒否サイン	
未納状況コード	
【年金情報レコード】	
特徴義務者コード	
年金コード	
基礎年金番号	
特徴義務者区分	
特徴開始年月日	
特徴終了年月日	
特徴依頼済フラグ	
特徴停止済フラグ	
【口座情報レコード】	
金融機関コード	
店舗コード	
種目	
口座番号	
口座名義人	
処理年月日	
【口座履歴レコード】	
納付区分	
金融機関コード	
店舗コード	
種目	
口座番号	
口座名義人	
処理年月日	
減免区分	
【特徴停止仮レコード】	
被保険者番号	
該当年度	
賦課区コード	
特徴拒否サイン	
年間保険料額	
特徴分年間保険料額	
普徴分年間保険料額	
変更前特徴分期別額	
変更後特徴分期別額	
変更前普徴分期別額	
変更後普徴分期別額	
減免通知書種別	
減免事由	
特徴分減免額	
普徴分減免額	
賦課年度	
該当期別	
減免額	
随時分期別額	
随時減免額	
処理年月日	
他区分	

《統合番号連携ファイル》	
個人番号	
統合番号	
4情報	
業務固有番号	
自動応答不可フラグ用サイン	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(介護税情報マスタ)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本システム(介護税情報マスタ)では、被保険者と世帯員に係る情報のみを管理対象としていることから、管理対象以外の者の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	申請等の様式は事務上規定のものを用い、必要な情報以外を誤って記載することがないような様式とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人情報の入手については届出によるものであり、特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	官公庁発行の顔写真つきの証明書により、本人確認を行っており、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知りえない情報を口頭により確認している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は保有しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	データ入力時におけるダブルチェック及びデータ格納時の入力項目チェック(オンライン・バッチ)を行い、不整合となるデータをエラーとすることにより整合のとれたデータが管理される仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルの管理は閉塞したネットワークで行い、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
第三者による申請の際には、第三者と本人の関係性について十分に確認する。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。</li> <li>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要な情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要な情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際には顔認証を行ったうえで、IDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れている         </div> <div>2) 十分である</div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 行っている         </div> <div>2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。また、顔認証を行うことで、従事者以外の操作を防止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 行っている         </div> <div>2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、顔認証を行ったうえで、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。また、顔認証とログインID、パスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。臨時の異動についても、随時更新する。
アクセス権限の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 行っている         </div> <div>2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、顔認証を行ったうえで、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。また、顔認証とログインID、パスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。臨時の異動についても、随時更新する。
特定個人情報の使用の記録	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 記録を残している ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 記録を残している         </div> <div>2) 記録を残していない</div> </div>
具体的な方法	ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録しており、その記録は5年間保存する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れている         </div> <div>2) 十分である</div> </div>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(1)職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行う。また、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードが必要であり、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。</p> <p>(2)委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れている         </div> <div>2) 十分である</div> </div>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(1)原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。</p> <p>(2)職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。</p> <p>(3)委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れている         </div> <div>2) 十分である</div> </div>



特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span>	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	(1)委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 (2)横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ア 委託契約約款 イ 個人情報取扱特記事項 ウ 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 制限している 2) 制限していない</span>
具体的な制限方法	(1)委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 (2)従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 (3)従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</span>
具体的な方法	今後、契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報を取り扱った従業者等の報告をするよう定める。
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span>
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</span>
具体的な方法	横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 (1)委託契約約款 (2)個人情報取扱特記事項 (3)電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項



その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ○統合番号連携システムの画面において、            ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。            ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。            ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。            ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。</li> <li>・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ol>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ol>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地に保管する。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。</li> <li>・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。</li> <li>・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。</li> <li>・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	対象情報を入手するたびにデータの更新を行っており、必要と認められるデータについては履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を経過した情報の削除は、システムプログラムを作成して削除処理を行い、申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</li> <li>・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(賦課マスタ)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本システム(賦課マスタ)では、被保険者と世帯員に係る情報のみを管理対象としていることから、管理対象以外の者の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	申請等の様式は事務上規定のものを用い、必要な情報以外を誤って記載することがないような様式とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人情報の入手については届出によるものであり、特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	官公庁発行の顔写真つきの証明書により、本人確認を行っており、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知れない情報を口頭により確認している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は保有しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	データ入力時におけるダブルチェック及びデータ格納時の入力項目チェック(オンライン・バッチ)を行い、不整合となるデータをエラーとすることにより整合のとれたデータが管理される仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルの管理は閉塞したネットワークで行い、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
第三者による申請の際には、第三者と本人の関係性について十分に確認する。	



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。</li> <li>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要な情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要な情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際には顔認証を行ったうえで、IDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れている            3) 課題が残されている         </div> <div style="margin-left: 10px;">2) 十分である</div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 10px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 行っている         </div> <div style="margin-left: 10px;">2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。また、顔認証を行うことで、従事者以外の操作を防止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 10px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 行っている         </div> <div style="margin-left: 10px;">2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、顔認証を行ったうえで、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。また、顔認証とログインID、パスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。臨時の異動についても、随時更新する。
アクセス権限の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 10px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 行っている         </div> <div style="margin-left: 10px;">2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、顔認証を行ったうえで、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。また、顔認証とログインID、パスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。臨時の異動についても、随時更新する。
特定個人情報の使用の記録	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 記録を残している ]</div> <div style="margin-right: 10px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 記録を残している         </div> <div style="margin-left: 10px;">2) 記録を残していない</div> </div>
具体的な方法	ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録しており、その記録は5年間保存する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れている            3) 課題が残されている         </div> <div style="margin-left: 10px;">2) 十分である</div> </div>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(1)職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行う。また、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードが必要であり、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。</p> <p>(2)委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れている            3) 課題が残されている         </div> <div style="margin-left: 10px;">2) 十分である</div> </div>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(1)原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。</p> <p>(2)職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。</p> <p>(3)委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 特に力を入れている            3) 課題が残されている         </div> <div style="margin-left: 10px;">2) 十分である</div> </div>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	(1)委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 (2)横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ア 委託契約約款 イ 個人情報取扱特記事項 ウ 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	(1)委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 (2)従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 (3)従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	今後、契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報を取り扱った従業者等の報告をするよう定める。
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 (1)委託契約約款 (2)個人情報取扱特記事項 (3)電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われる処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。 また、実行された処理の実行結果ログを記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	
その他の措置の内容	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報照会等の記録が保存される庁内連携システムを通して提供・移転を行い、それ以外の方法を原則禁止する。 ・磁気媒体又は紙での受け渡しが必要となる場合は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	誤った内容で登録しないよう、届出の内容とシステムに入力した内容に誤りがないか確認を行っている。また、提供や移転の際については、ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行うなど閉塞したネットワークの中やりとりを行う。磁気媒体又は紙での受け渡しとなる場合は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  ○統合番号連携システムの画面において、  ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。  ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。  ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。  ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。  ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手續ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。  ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である



リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。</li> <li>・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ol>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ol>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地に保管する。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。</li> <li>・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。</li> <li>・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。</li> <li>・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	対象情報を入手するたびにデータの更新を行っており、必要と認められるデータについては履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を経過した情報の削除は、システムプログラムを作成して削除処理を行い、申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</li> <li>・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム1(徴収マスタ)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本システム(徴収マスタ)では、被保険者と世帯員に係る情報のみを管理対象としていることから、管理対象以外の者の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	申請等の様式は事務上規定のものを用い、必要な情報以外を誤って記載することがないような様式とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人情報の入手については届出によるものであり、特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	官公庁発行の顔写真つきの証明書により、本人確認を行っており、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知りえない情報を口頭により確認している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号は保有しない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	データ入力時におけるダブルチェック及びデータ格納時の入力項目チェック(オンライン・バッチ)を行い、不整合となるデータをエラーとすることにより整合のとれたデータが管理される仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルの管理は閉塞したネットワークで行い、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
第三者による申請の際には、第三者と本人の関係性について十分に確認する。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。</li> <li>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要な情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要な情報との紐付けは行われぬ。また、データの管理、運用について、システムを使用する際には顔認証を行ったうえで、IDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。また、顔認証を行うことで、従事者以外の操作を防止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、顔認証を行ったうえで、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。また、顔認証とログインID、パスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。臨時の異動についても、随時更新する。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	IDカードにより職務権限による制限をかけ、顔認証を行ったうえで、ログインIDとパスワードを発行し、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。また、顔認証とログインID、パスワードについて毎年4月に職員の異動に併せ更新する。臨時の異動についても、随時更新する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録しており、その記録は5年間保存する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)職員に対しては個人情報保護に関する職場研修を毎年1回は行い、意識啓発を行う。また、システムを使用する際にはIDカード、ログインID、パスワードが必要であり、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。</li> <li>(2)委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。</li> <li>(2)職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。</li> <li>(3)委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	(1)委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 (2)横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。 ア 委託契約約款 イ 個人情報取扱特記事項 ウ 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	(1)委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 (2)従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 (3)従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	今後、契約にて成果物の納品時に、委託業務を行った際の個人情報を取り扱った従業者等の報告をするよう定める。
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項において、再委託は原則禁止であり、再委託する場合は個人情報取扱特記事項に定める内容と同等の内容を再委託先に対して約定する旨を定めている。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づいて取り扱いを行う。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約が終了したとき、当該特定個人情報ファイルの使用が終了したとき若しくは委託元が指示したとき又はその他契約で定めたときに消去を行う。消去したときは、消去報告書を提出させる。 ルール遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	横浜市個人情報保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 (1)委託契約約款 (2)個人情報取扱特記事項 (3)電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない</b>		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われる処理日程を定めた電算処理日程表を作成し、処理を実行する。 また、実行された処理の実行結果ログを記録する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	
その他の措置の内容	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報照会等の記録が保存される庁内連携システムを通して提供・移転を行い、それ以外の方法を原則禁止する。 ・磁気媒体又は紙での受け渡しが必要となる場合は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	誤った内容で登録しないよう、届出の内容とシステムに入力した内容に誤りがないか確認を行っている。また、提供や移転の際については、ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行うなど閉塞したネットワークの中やりとりを行う。磁気媒体又は紙での受け渡しとなる場合は、提供又は移転先所管課の担当職員に対して引き渡しを行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ○統合番号連携システムの画面において、            ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。            ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。            ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。            ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である



リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。</li> <li>・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ol>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ol>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。</li> <li>・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報にアクセスするサーバー及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。</li> <li>・サーバー、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。</li> <li>・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	対象情報を入手するたびにデータの更新を行っており、必要と認められるデータについては履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を経過した情報の削除は、システムプログラムを作成して削除処理を行い、申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</li> <li>・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
統合番号連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>○データを登録する際の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。</li> <li>・住民登録外の者の分：介護保険法第12条（届出等）の規定により、必要な届出は被保険者に義務付けられており、個人情報の入手については窓口での届出によるため、その場での本人確認及び対象者等について必要な情報の確認を行う。</li> </ul> <p>また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>○統合番号連携システムに登録してあるデータを利用する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> </ul> <p>○本人から情報を入手する際の措置</p> <p>申請等の様式は事務上規定のものを用いており、また、保有対象となるデータの項目は保険料賦課事務に必要なもののみ保有していることから、規定の項目以外の情報を入手することはない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている                      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○システムから入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者の分：データセンター内の専用線を用いて、住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。</li> <li>・住民登録外の者の分：住民基本台帳ネットワークシステムの即時提供方式による入手及び住民基本台帳ネットワークシステムの一括提供方式による連携データをデータセンター内の専用線を用いて入手することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。</li> </ul> <p>○本人または本人の代理人から直接情報を入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務において初めて個人番号を入手する際は、当該事務が番号法第9条で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。</li> <li>・個人番号の提供を受けるときは番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている                      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 住民登録外の者の分：業務で変更を把握した際に、随時に統合番号連携システムに入力する。また、住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による連携データを入力する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>○システム間の連携により入手する際の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。</li> <li>・住民登録外の者の分：住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式により入手する場合は、システム間で自動的に連携する。</li> </ul> <p>両システムとも統合番号連携システムへの連携はデータセンタ内の専用線を使用する。FW、IDS等を設置し、他システム、外部ネットワークからの侵入防止措置を講じる。</p> <p>○申請書等の紙書類の管理は業務で入手した特定個人情報を記載した書類の扱いに準ずる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。</li> <li>・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</li> </ul>	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けはできない。また、データの管理、運用については閉塞したネットワークで行っている上で、システムを使用する際には顔認証を行ったうえで、IDカード、ログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。</li> <li>・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は、画像認証等、異なる要素の認証方法を用いて、当該職員が操作していることを認証する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</li> </ul>	



アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>○ID・パスワードの発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。</li> <li>・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを依頼する。</li> <li>・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを行う。</li> </ul> <p>○失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</li> </ul>	
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。</li> <li>・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。</li> <li>・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。</li> <li>・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</li> </ul>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。</li> <li>・操作履歴は一定期間、保管する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者権限を持たない者に対する措置：統合番号連携システムの画面からのみファイルにアクセスできる仕組みを構築する。統合番号連携システムの画面においては、ファイル作成、出力機能を持たない仕組みとする。</li> <li>・管理者権限を持つ者に対する措置：原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		





その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ○統合番号連携システムの画面において、            ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。            ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。            ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。            ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。            ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;            統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;  ・統合番号連携システムのサーバをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。  ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;及び&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;と同一である。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。</li> <li>・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。</li> <li>・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</li> <li>・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。</li> <li>・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。</li> <li>・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。</li> <li>・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報にアクセスするサーバ及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。</li> <li>・サーバ、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。</li> <li>・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者のデータは生存者のデータと一体となって保管している。</li> <li>住民登録内だった者の分：削除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める期間が経過し、かつ、統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</li> <li>住民登録外だった者の分：統合番号連携システムを使用する全業務で不要となるまでの間保管する。</li> </ul>

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>○個人番号、4情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。</li> <li>・住民登録外の者の分：定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受信し、更新する。</li> <li>・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。</li> </ul> <p>○4情報以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合番号連携システムへ再登録する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。</li> <li>・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。</li> <li>・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		<横浜市における措置> 定期的に自己点検を実施し、実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて確認を行う。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		<横浜市における措置> 定期的に個人番号利用事務所管部署間での相互監査を実施する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
②請求方法	<p>指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/</a>) 請求先に持参又は郵送。</p>
特記事項	<p>受付時に本人確認を行う。</p>
③手数料等	<p>[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span></p> <p>閲覧等の手数料は無料。 (手数料額、納付方法: ただし、写しの交付は実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担が必要。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span></p>
個人情報ファイル名	<p>1 介護保険システム1(介護税情報データベース) 2 介護保険システム1(賦課データベース) 3 介護保険システム1(徴収データベース) 4 統合番号連携ファイル</p>
公表場所	<p>横浜市役所 市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884</p>

⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
①連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4254
②対応方法	本市の情報公開・個人情報保護の関係条例・規則等の規定に従って適切に対応する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年1月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	評価書を本市Webページにて掲載及び市民情報センターに配架し、閲覧できるようにする。郵便、ファクシミリ、本市Webページ(電子申請・届出システム)、番号制度事務とりまとめ課への持参による意見聴取を行う。
②実施日・期間	平成27年6月30日から7月30日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の提出なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年9月9日
②方法	横浜市個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	次の意見があった。 ・全体として平仄をそろえること。 ・介護保険制度は、本人が手続を行うことが困難な場合が多く想定される。 第三者が手続を行う場合、その第三者と本人の関係性を慎重に確認すること。 ・Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(賦課マスタ))—5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)—移転先1から3まで—⑤提供する情報の対象となる本人の範囲を、対象となる本人の範囲が明確となる表現とすること。 ・Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(介護保険システム1(徴収マスタ))—5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)—移転先1—⑤提供する情報の対象となる本人の範囲を、対象となる本人の範囲が明確となる表現とすること。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○特別徴収事務 1 年金保険者から提供された年金情報から特別徴収被保険者を把握し、当該被保険者に賦課されている保険料額について年金保険者に特別徴収を依頼する(本徴収及び仮徴収追加分)。 2 保険料額の減額異動等により特別徴収を停止する被保険者を把握し、当該被保険者の特別徴収の停止を年金保険者に依頼する。被保険者又は年金保険者の都合により送付された特別徴収の停止情報により、当該被保険者の徴収方法を普通徴収に変更する。	(削除)	事後	番号法施行・改正によって変更が生じたため
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○普通徴収事務(納付手段の作成) 賦課決定又は変更された保険料額の内、普通徴収(特別徴収以外)により徴収すべき保険料又は特別徴収停止により普通徴収により徴収することとなった保険料について、口座振替納付及び納付書納付の納付区分別に請求分保険料を把握し、口座振替請求情報及び保険料納付書を作成する。	(削除)	事後	番号法施行・改正によって変更が生じたため
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 該当なし	事後	番号法施行・改正によって変更が生じたため
平成31年3月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。	介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。	介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。	介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供の際、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	介護保険制度は、介護保険法に基づき、市町村を保険者として運営し、被保険者から所得に応じた保険料を算定し賦課・決定した保険料額を記録・管理するとともに、被保険者への保険料額決定通知書又は保険料額通知書等の作成・通知の記録・管理を行う。	事後	番号法施行・改正によって変更が生じたため
平成31年3月8日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・介護保険法による保険料の賦課・徴収事務につき、手作業による回答(照会)事務についての事務の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤回答(照会)リスクの低減が期待される。	・介護保険法による保険料の賦課・徴収事務につき、手作業による回答(照会)事務についての事務の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤照会リスクの低減が期待される。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)情報提供ネットワークシステムによる情報提供 番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	(1)情報提供ネットワークシステムによる情報提供 該当なし	事後	番号法施行・改正によって変更が生じたため



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)情報提供ネットワークシステムによる情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第6号イ～ニ、第7号イ、ロ及びハ	(2)情報提供ネットワークシステムによる情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第18号イ～ニ、第19号イ、ロ及びハ	事後	主務省令改正による修正のため
平成31年3月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 佐藤 泰輔	介護保険課長	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護税情報マスタ) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	(追加)	地域包括ケア推進課	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護税情報マスタ) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	新税務システム	財政局税務課	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護税情報マスタ) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	その他(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護情報マスタ) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	事後	重要な変更には該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護情報マスタ) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用している。	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報照会する際に個人を特定するために利用している。	事後	重要な変更には該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護情報マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1及び2 ⑥委託先名	未定	富士通株式会社 神奈川支社	事後	重要な変更には該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護情報マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	未定	日本企画株式会社	事後	重要な変更には該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護情報マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	未定	東武デリバリー株式会社	事後	重要な変更には該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護情報マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	未定	株式会社アイネット	事後	重要な変更には該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護税情報マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	(5)所得不明の被保険者に関して前市町村に照会をするための税額等照会書を作成する。	(削除)	事前	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護税情報マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護税情報マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(5)税額等照会書には被保険者の氏名や転入前住所等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	(削除)	事前	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護税情報マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	未定	トッパン・フォームズ株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護税情報マスタ) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、5年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として5年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。	地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、2年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として2年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。	事後	介護保険法に変更があったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	(追加)	地域包括ケア推進課	事後	機構改革による
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用している。	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報照会する際に個人を特定するために利用している。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1及び2 ⑥委託先名	未定	富士通株式会社 神奈川支社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	未定	日本企画株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	未定	東武デリバリー株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	未定	株式会社アイネット	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6及び8 ⑥委託先名	未定	株式会社ワイイーシーソリューションズ	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7及び9 ⑥委託先名	未定	トッパン・フォームズ株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容	(5)所得不明の被保険者に関して前市町村に照会をするための税額等照会書を作成する。	(削除)	事前	委託業務として含まれなくなるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(5)税額等照会書には被保険者の氏名や転入前住所等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	(削除)	事前	委託業務として含まれなくなるため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1から4	(現在の記載)	(削除)	事後	番号法施行によって変更が生じたため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条別表第一の59項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条第6号 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	番号法第19条第7号別表第二第80項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②提供先における用途	後期高齢者医療保険料の特別徴収を行う場合、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えると特別徴収を行うことができないため、その判定に使用する。	後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。	事後	重要な変更該当する項目ではないため



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	(現在の記載)	(削除)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	(追加)	健康福祉局保険年金課	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第7号別表第二第42項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②提供先における用途	(追加)	国民健康保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と国民健康保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ③提供する情報	(追加)	特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	特別徴収を行う被保険者	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑥提供方法	(追加)	[ ○ ] その他(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑦時期・頻度	(追加)	随時	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	・番号法第9条別表第一の15項(生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	番号法第19条第7号別表第二第26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑦時期・頻度	月1回	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	(追加)	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第7号別表第二第87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ②提供先における用途	(追加)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、同条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ③提供する情報	(追加)	個人コード、被保険者番号、納付方法、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	中国残留邦人等支援給付を受給する第1号被保険者	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑥提供方法	(追加)	紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑦時期・頻度	(追加)	照会があった都度随時	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	(追加)	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ①法令上の根拠	(追加)	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項(別表第2の3)	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ②提供先における用途	(追加)	・生活に困窮する外国人の介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。また、介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活に困窮する外国人に対する保護の措置の決定事務の適正化を図る  ・生活に困窮する外国人の介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ③提供する情報	(追加)	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	生活に困窮する外国人に対する保護の措置を受けている第1号被保険者	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑥提供方法	(追加)	庁内連携システム、紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑦時期・頻度	(追加)	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課マスタ) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、5年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として5年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。	地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、2年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として2年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。	事後	介護保険法に変更があったため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	(追加)	地域包括ケア推進課	事後	機構改革による



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用している。	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報照会する際に個人を特定するために利用している。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1及び2 ⑥委託先名	未定	富士通株式会社 神奈川支社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	未定	日本企画株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	未定	東武デリバリー株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	未定	株式会社アイネット	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6及び8 ⑥委託先名	未定	トッパン・フォームズ株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	未定	株式会社ワイイーシーソリューションズ	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ①委託内容	(5)所得不明の被保険者に関して前市町村に照会をするための税額等照会書を作成する。	(削除)	事前	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(5)税額等照会書には被保険者の氏名や転入前住所等を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	(削除)	事前	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1から3	(現在の記載)	(削除)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条別表第一の59項(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条第6号 ・番号法第9条第2項に基づく条例(今後制定予定)	番号法第19条第7号別表第二第80項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②提供先における用途	後期高齢者医療保険料の特別徴収を行う場合は、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えると特別徴収を行うことができないため、その判定に使用する。	後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	(追加)	健康福祉局保険年金課	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第7号別表第二第42項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②提供先における用途	(追加)	国民健康保険料の特別徴収を行うためには、介護保険料と国民健康保険料を合算した額が年金支給額の2分の1を超えないことが条件になっており、介護保険での特別徴収実施の有無やその詳細情報を把握し、その判定に使用する。	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ③提供する情報	(追加)	特徴義務者コード、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、候補者カナ氏名、候補者漢字氏名、住所(漢字)、各種区分、変更後特徴分期別額、被保険者番号、個人コード、住所地特例該当区分	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	特別徴収を行う被保険者	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑥提供方法	(追加)	[ ○ ] その他(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑦時期・頻度	(追加)	随時	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	(追加)	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第7号別表第二第26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②提供先における用途	(追加)	・介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。また、介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活保護の決定事務の適正化を図る  ・介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ③提供する情報	(追加)	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	生活保護を受給する被保険者	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑥提供方法	(追加)	庁内連携システム、紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑦時期・頻度	(追加)	庁内連携システム: 月1回 紙: 照会があった都度随時	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	(追加)	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第7号別表第二第87項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ②提供先における用途	(追加)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、同条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ③提供する情報	(追加)	個人コード、被保険者番号、納付方法、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	中国残留邦人等支援給付を受給する第1号被保険者	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑥提供方法	(追加)	紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ⑦時期・頻度	(追加)	照会があった都度随時	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	(追加)	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ①法令上の根拠	(追加)	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項(別表第2の3)	事後	重要な変更に該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ②提供先における用途	(追加)	・生活に困窮する外国人の介護保険料相当額を扶助費として給付、若しくは特別徴収後の年金額の収入認定し支給決定を行う。また、介護保険サービスの利用に伴う利用者負担額を給付しているため、介護保険情報を把握し、生活に困窮する外国人に対する保護の措置の決定事務の適正化を図る  ・生活に困窮する外国人の介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため	事後	重要な変更に該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ③提供する情報	(追加)	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	生活に困窮する外国人に対する保護の措置を受けている第1号被保険者	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑥提供方法	(追加)	庁内連携システム、紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ⑦時期・頻度	(追加)	庁内連携システム:月1回 紙:照会があった都度随時	事後	重要な変更該当する項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(徴収マスタ) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、5年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として5年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。	地方税の課税標準の減額等が行われた場合は、2年程度遡って介護保険料を減額賦課することができるため原則として2年間の保管期間が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由により、この期間を超えて保管する必要があるデータも存在し、この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。	事後	介護保険法に変更があったため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	(1)個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 (2)番号法第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。	(1)個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 (2)番号法第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会業務を行う必要がある。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	(追加)	地域包括ケア推進課	事後	機構改革による
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	また、他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されている。	(削除)	事後	番号法施行によって変更が生じたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(1)統合番号を生成する。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。 住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。 (2)生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 (3)統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 (4)統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。	(1)統合番号を生成する。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。 住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。 (2)生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 (3)統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 (4)統合番号を用いて、情報照会業務を行う。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間又は本市の番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。 (1)業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。 (2)個人番号、4情報、その他の項目は、本市の番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。	情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間又は本市の番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。 (1)業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。 (2)個人番号、4情報、その他の項目は、本市の番号利用事務で情報の照会を行う必要がなくなった時点。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(介護税情報マスタ) 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。また、顔認証を行うことで、従事者以外の操作を防止する。	事後	セキュリティリスクを低減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(賦課マスタ) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な 管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理して おり、いつ、誰がシステムを利用したかについ ても記録を残す。	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理 しており、いつ、誰がシステムを利用したかにつ いても記録を残す。また、顔認証を行うことで、 従事者以外の操作を防止する。	事後	セキュリティリスクを低減させ る変更
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(賦課マスタ) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	(追加)	接続しない(提供)	事後	セキュリティリスクを低減させ る変更
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(徴収マスタ) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な 管理方法	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理して おり、いつ、誰がシステムを利用したかについ ても記録を残す。	個人ごとのログインIDとパスワードにより管理 しており、いつ、誰がシステムを利用したかにつ いても記録を残す。また、顔認証を行うことで、 従事者以外の操作を防止する。	事後	セキュリティリスクを低減させ る変更
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(統合番号連携ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要 のない情報との紐付けはできない。また、デー タの管理、運用については閉塞したネットワ ークで行っている上で、システムを使用する際 にはIDカード、ログインID、パスワードが必要 となり、権限を制限している。なお、ログイン IDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情 報を取り扱ったか分かる様記録を残す。	当該事務に不要な内容は保持しておらず必要 のない情報との紐付けはできない。また、デー タの管理、運用については閉塞したネットワ ークで行っている上で、システムを使用する際 には顔認証を行ったうえで、IDカード、ログ インID、パスワードが必要となり、権限を制 限している。なお、ログインIDにより、誰が、 いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか 分かる様記録を残す。	事後	セキュリティリスクを低減させ る変更
平成31年3月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(統合番号連携ファイル) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	(追加)	接続しない(提供)	事後	セキュリティリスクを低減させ る変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121  港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321  泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112  港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321  泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成31年3月8日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル	介護保険システム1(被保険者データベース) 統合番号連携ファイル	1 介護保険システム1(介護税情報マスタ) 2 介護保険システム1(賦課マスタ) 3 介護保険システム1(徴収マスタ) 4 統合番号連携ファイル	事後	重要な変更該当する項目ではないため